

## 入札参加資格申請に関するよくある質問

問い合わせの多い内容とその回答集を作成しました。

### **納税証明書や財務諸表、決算書に関すること**

Q1. 国税の納税証明書の様式は、どれにあたりますか？

A1. 法人の場合は「様式その3の3」

個人の場合は「様式その3の2」になります

Q2. 県税の納税証明書の様式は、どれにあたりますか？

A2. 「様式40号4の(イ)」になります

Q3. 茨城県内に本社及び支店等の所在がない場合には、本社及び支店等が所在する他都道府県の納税証明書の提出は必要ですか？

A3. 他都道府県の納税証明書の提出は不要です。茨城県に納税義務がない場合には、県税の納税証明書の提出は不要です。

Q4. 神栖市の納税証明書の発行に際し、必要な書類はありますか？

A4. ホームページに納税証明（入札資格申請用）交付申請書を掲載しています。そちらを記入してお持ちください。また、窓口にお越しの際は、お越しいただく方の身分証明書を持参して下さい。（本人または代理人の本人確認の為）

Q5. 窓口には社員が行く予定であるが、委任状は必要ですか？

A5. 上記交付申請書に委任欄もございますので、そちらを記入してご提出ください。上記交付申請書を使用しない場合は、委任状が必要になります。

Q6. 申請者の印鑑は、代表者印でなければならないか？

A6. 代表者の印を押印して下さい。

Q7. 支店長の印鑑、または窓口に行く担当者の印での申請は不可か？

A7. 委任欄に押印する印鑑は代表者印を押してください。

Q8. 現在、税金を分納中のため納税証明書が発行されませんが、登録は可能でしょうか？

A8. 分割納付中の場合、登録はできません。税金については「完納していること」が条件です

Q9. 個人事業者なのですが、確定申告の写しは、何年のものを添付すればよいでしょうか？

A9. 直近2年分を添付してください

### **提出書類に関すること**

Q1. 申請書はクリアファイルに入れて提出してもよろしいでしょうか？

A1. 申請書は必ず A4-S 型（タテ）の紙ファイル（赤色系・金属製留め具でないもの）を利用し

提出してください

Q2. 「使用印鑑届」は、どのような場合に提出するのですか？

A2. 入札（見積）書や契約書、請求書等に実印以外の印鑑を使用する場合に必要です

Q3. 継続申請の場合でも、申請書以外の提出書類は必要でしょうか？

A3. 新規申請の場合と同様の提出書類が必要です

Q4. 証明書等の有効期限はありますか？

A4. 申請日から3ヶ月以内に発行されたもののみ有効です

Q5. 登記事項証明書や身分証明書、納税証明書等は原本が必要ですか？

A5. 写し（コピー）で構いません

Q6. 担当者の記入欄は、申請のためのみの担当者として行政書士等の情報を記入すればよいのでしょうか？それとも、今後もやり取りをする申請会社の担当者を記入すればよいのでしょうか？

A6. 様式1の26～30欄には、申請会社の担当者を記入してください

Q7. 様式3に入力する実績高は希望する業種のみで構いませんか？

A7. 希望する業種のみ選択し実績高を入力してください。

希望しない業種の取扱いがある場合は、画面下部にある「その他」の欄に、様式3の合計額と財務諸表の合計額が合うように入力してください。

Q8. 様式3の実績高記入欄が、年度ごとに2ヶ所用意されていますが、どのように記入すればよいのでしょうか？

A8. 実績高記入欄が、年度ごとに2ヶ所あるのは、決算が上期・下期などと分かれている場合にも入力できるようにするためです。

決算が1年ごとであれば、1ヶ所のみでの入力で構いません

Q9. 様式1の代表者氏名や代表者氏名（カナ）の記入欄が2ヶ所に分かれているのは何故でしょうか？

A9. 代表者氏名を姓と名前に分けて入力していただくためです。

Q10. 「②一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）【市様式1、2、3】」の電子データの提出について、電子データはエクセルファイルのまま提出するのか？または押印したものを読み込みPDFで提出すればよいのか？

A10. エクセルファイルで提出してください。

Q11. 「②一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）【市様式1、2、3】」の電

子データの提出について、メールでの提出は受付期間前でも可能か？

A11. メールでの提出は、受付開始日前から可能とします。

### **郵送に関すること**

Q1. 「一般書留または簡易書留による受付」とありますが、メール便や宅急便ではいけないでしょうか？

A1. 未達等のトラブル防止のため、書留郵便（簡易書留または一般書留）での提出にご協力ください。普通郵便やその他メール便等で提出された場合、申請書の不着等による不都合への対応は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

### **業種に関すること**

Q1. 希望営業品目等区分表に記載のない業種を取り扱っていますが、これらの業種を申請することはできますか？

A1. 申請できます。

様式2「希望営業品目等申請書」の物品製造等・役務提供等とともに「その他」の欄に記入してください。様式2の記入例がありますので参照してください。

Q2. 許可認可等証明書の写しは、どの業種に対して必要になりますか？

A2. 「希望営業品目等区分表」の表中「希望するにあたって関係する許可、認可等」欄に、必須と表記のある許認可等が対象となります。申請する営業品目に関し必須の許認可等がある場合には、許可認可等証明書の写しを添付してください。

Q3. 売り上げ実績がない業種も申請できますか？

A3. 申請可能です

### **委任に関すること**

Q1. 本社が東京で、事業所が県内にあるため、その事業所に委任をする予定です。記載方法について教えてください。

A1. 様式1の15～25欄に、事業所情報を記入のうえ、委任状を提出してください

Q2. 登記していない事業所に委任したいのですが、可能ですか？

A2. 可能です

Q3. 本社代表が、委任先の代表を兼務している場合も委任状は必要ですか？

A3. 必要です